

## 二国間交流事業 共同研究報告書

令和6年4月22日

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

[日本側代表者所属機関・部局]  
龍谷大学 人間・科学・宗教総合研究センター  
[職・氏名]  
研究フェロー・石塚 伸一 ※職は2024年3月末時点  
[課題番号]  
JPJSBP 120209202

1. 事業名 相手国: タイ (振興会対応機関: NRCT) との共同研究

2. 研究課題名

(和文) 麻酔薬物をめぐる政策、法律および法執行に関する比較研究: タイと日本の国際比較

(英文) A Comparative Study on Policy, Law and Enforcement of Narcotic Drug: Cross - National between Thailand and Japan

3. 共同研究実施期間 2020年4月1日 ~2024年3月31日 ( 4年0ヶ月 )【延長前】 2020年4月1日 ~2023年3月31日 ( 3年0ヶ月 )

4. 相手国側代表者(所属機関名・職名・氏名【全て英文】)

Mahidol University · assistant Professor · Thepthien Bang-on

5. 委託費総額(返還額を除く)

本事業により執行した委託費総額		5,305,234 円
内訳	1年度目執行経費	792,732 円
	2年度目執行経費	2,137,501 円
	3年度目執行経費	2,375,001 円

6. 共同研究実施期間を通じた参加者数(代表者を含む)

日本側参加者等	12名
相手国側参加者等	7名

\* 参加者リスト(様式 B1(1))に表示される合計数を転記してください(途中で不参加となった方も含め、全ての期間で参加した通算の参加者数となります)。

7. 派遣・受入実績

	派遣		受入
	相手国	第三国	
1年度目	0	0	0(0)
2年度目	0	0	0(0)
3年度目	5	0	6(6)
4年度目	7	0	0

\* 派遣・受入実績(様式 B1(3))に表示される合計数を転記してください。

派遣: 委託費を使用した日本側参加者等の相手国及び相手国以外への渡航実績(延べ人数)。

受入:相手国側参加者等の来日実績(延べ人数)。カッコ内は委託費で滞在費等を負担した内数。

## 8. 研究交流の概要・成果等

### (1)研究交流概要(全期間を通じた研究交流の目的・実施状況)

#### 1.コロナ禍の活動と2022年春・日本チームのタイ訪問

2019年よりマヒドン大学との共同研究がはじまり、当初よりオンラインで定期研究会を2か月に1度の頻度で実施し、タイと日本の薬物政策の現状およびそれぞれの調査研究についての報告・質疑応答を行ってきた。研究会での意見交換を受けて、タイ麻薬法典の法改正後で施行直前であった2022年4月30日から同年5月7日、日本メンバー5名がタイに渡り、麻薬取締局や法務省、健康省(日本における厚生労働省)を訪問し、調査を行った。2022年春の調査研究については、『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報第12号』・【特集:動く薬物政策2022—薬物政策革命前夜のタイを訪問して】に寄稿している。

そして、同年6月11日、『【緊急報告会】大麻政策の最前線に情報を発信してきたティーチン・実施レポート』を開催し、調査メンバーの見てきた最新の知見を紹介し、国際基準の薬物政策を実現しようとしているタイの薬物政策を展望した。また、世界の流れに抗って、大麻使用罪を新設して、法律によって大麻を囲い込もうとしている日本政府の薬物政策についても比較・検討した。

#### 2.タイチームの来日

2022年10月31日から同年11月6日、マヒドン大学のバンゴン・テプティエン博士をはじめタイチームのメンバー6名が来日した。来日メンバーは、研究者のほか、麻薬取締官や看護師と様々な分野の専門家で構成されており、有意義な意見交換をすることができた。日本メンバーも加わり、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)や刑事施設等を訪問し、合同シンポジウムを開催した。本シンポジウムでは、2022年6月から薬物新法典を施行したタイと、国際的な潮流に抗う薬物規制を続ける日本の対応との異同を明らかにした。

#### 3.2023年夏・日本チームのタイ訪問

2023年8月5日から同年同月13日にかけて、日本メンバー7名と通訳1名が再度タイを訪問し、調査をおこなった。インターナショナルドラッグフォーラム2023(International Drug Forum 2023への参加や、少年院などの施設訪問のほか、マヒドン大学において合同研究会を開催した。

#### 4.総括

2024年1月オンラインで合同会議を行い、これまでの共同研究の総括と今後交流について確認をした。

### (2)学術的価値(本研究交流により得られた新たな知見や概念の展開等、学術的成果)

日本で大麻使用の犯罪化に向けた動きが見られたなか(2021年当時)、同じアジアにあるタイでは、2022年6月、日本とは対照的な政策が取られることとなった。大麻に対する見方は、タイと日本とではどのように異なるのか。2022年および2023年とタイに渡航し現地で調査できたことから、2022年6月9日に完全施行された「2022年タイ薬物法典」を概観し、また、大麻政策の転換や法典の成立に至った背景を検討できた。現地の病院や教育機関での調査を経て、タイの大麻政策が転換した社会的・政治的背景など大麻に関する内容のみならず、若者の薬物教育に用いられる教材等についても知見を得ることができた。

タイと比較することによって、日本の大麻に対する世間の忌避感情や、法的制裁としての刑罰を新たに科すことについて深く考察することができた。

### (3)相手国との交流(両国の研究者が協力して学術交流することによって得られた成果)

2021年6月に開催されたアジア犯罪学会第12年次大会(京都・オンライン開催)において、共同研究メンバーらで共同セッションを企画し報告を行なった。タイよりThepthien Bang-onが、日本より、石塚伸一、丸山泰弘、吉田緑、猪浦智史が参加した。その成果を報告書にまとめ、『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報』2021年に掲載した。

また、2022年春のタイ渡航研究について、『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報』2022年に掲載、タイ側の研究メンバーとの共著の出版が実現した。なお、2023年夏のタイ渡航研究に関しては、『龍谷法学』への掲載が予定されている。

### (4)社会的貢献(社会の基盤となる文化の継承と発展、社会生活の質の改善、現代的諸問題の克服と解決に資

する等の社会的貢献はどのようにあったか)

(タイの)法改正前である2022年5月および法改正後の2023年8月にタイを訪問できたことで、多角的な比較研究を行うことができた。日本においても、CBDを用いた化粧品、オイル、コーヒーなどの製品が市場に出回っている。CBDが大麻成分であると認識して購入している消費者は少なく、また、大麻製品が身近に存在することは広まってはいない日本において、めまぐるしい法の変化を経験したタイの実践は参考になる。医療大麻の利用を可能とする一方で、不正な使用を取り締まること等を目的とした「使用罪」の創設をする法改正が可決された日本において、タイとの研究は、今後日本で医療大麻の処方に関する厳格な手続きや、医師や病院に生じる課題などの克服と解決に資すると考えられる。

(5)若手研究者養成への貢献(若手研究者養成への取組、成果)

2021年6月に開催されたアジア犯罪学会第12年次大会(京都・オンライン開催)において、吉田緑(中央大学大学院法学研究科(刑事法専攻)博士後期課程(当時))・猪浦智史(国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター研究フェロー(当時))ら若手研究者が中心となって報告を行なった。

また、2023年9月、イタリア・フィレンツェ(フローレンス)で開催されたヨーロッパ犯罪学会において、吉田緑が共同セミナーでの研究成果、「日本における芸能人の薬物報道」について個人報告を行なった。また、「初めてのヨーロッパ犯罪学会 第23回フィレンツェ大会報告(EUROCRIM 2023)」を【刑事弁護オアシス】(<https://www.keiben-oasis.com/22256>)に寄稿した。

(6)将来発展可能性(本事業を実施したことにより、今後どのような発展の可能性が認められるか)

タイとの共同研究を通して、タイの劇的な薬物政策の方向転換とその課題について見ることができた。「厳罰化から医療化へ、医療化から福祉化へ、そして、市民が中心となる自主的な回復希望者への支援へ」という流れが国際的に論じられる中で、タイの抱える課題は、これから日本が数年かかって行き着く先の課題である。日本は、「厳罰化から医療化へ」のところで足踏みをしている状況である。世界の薬物政策に倣いながら模索するタイと、使用罪を創設しようとする日本とでは、国際的にみると大きな差がついていると見れるが、今後、国際的に先行くタイの政策から学びながら日本独自の政策を模索する可能性が認められる。

(7)その他(上記(2)～(6)以外に得られた成果があれば記載してください)

例:大学間協定の締結、他事業への展開、受賞など  
特になし。